



## 「火災予防月間」1月1日～31日にあたって

令和5年12月  
那覇産業保安監督事務所  
所長 土井 義男

鉱山で働く皆様、毎日のお仕事ご苦労様です。

今年も残り僅かとなり、この1年間の労をねぎらう時期となりました。

お酒を飲む機会も増え、気がゆるむ時期でもあるためこれまで以上に慎重な行動を心がけて、事故のない年末から新年を迎えるように気持ちを引き締めてがんばりましょう。

さて、沖縄鉱山保安対策委員会では、1月1日～31日までの間を「火災予防月間」と定め、保安運動を開展します。

気温が下がり空気が乾燥するこの季節は、全国的にも火災が多発している時期となっており、令和5年10月末までの全国災害種別発生件数においても、「火災」が「転倒」に次いで多く発生しています。

鉱山においても、鉱山施設や重機等の燃料として可燃性物質を保有していますので適切な管理が重要です。今一度確認を行ってください。加えて消火器についても有効期限の確認のみならず、効果的に消火するための適切な配置と消火訓練等の実施などを行ってください。

皆様にはこの保安運動の主旨を十分にご理解いただきとともに、下記の事項を目安に点検・見直しを改めて行い、安全で災害のない職場を築いていきましょう。

新たな年を迎えるにあたり、引き続き安心・安全な鉱山保安の取組についてご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

来年も1年間、ご安全に!!

- ★ 火気禁止区域を設定していますか？
- ★ 「火気禁止」等の警標掲示をしていますか？
- ★ 可燃性物質をしっかり管理していますか？
- ★ 消火器等を適切な場所に配置し、有効期限を過ぎていませんか？
- ★ 重機類の燃料系統、電気系統など、しっかり点検していますか？
- ★ コンセントとプラグの間にホコリが溜まっていますか？
- ★ コンセントがタコ足配線になっていますか？
- ★ 天然ガス鉱山の坑井の坑口周囲にガス漏洩検知警報装置を設けていますか？
- ★ 火災発生の際の待避に必要な通路が確保されていますか？
- ★ 消火訓練、火災退避訓練を実施していますか？

<令和5年度 鉱山保安標語準入選作品>

焦るその手が 危機招く 慌てず確認 作業手順

大城 亜弓（安和鉱山）

# 保安運動「火災予防月間」実施要領

令和5年12月  
沖縄鉱山保安対策委員会

## 1. 期間

令和6年1月1日(月)～31日(水)までの1ヶ月間

## 2. 保安運動の趣旨

本運動は、鉱山の保安意識の高揚を図るため、沖縄鉱山保安対策委員会を推進母体とし、重点目標及び期間を定め実施している。特に本月間では、冬期の乾燥期を迎えるにあたり、可燃物の管理、消火設備の確認を実施することにより、火災防止に資することを目的とする。

## 3. 各鉱山の実施事項

### (1) 保安委員会(保安会議・グループ会議)等の開催

鉱業権者、保安統括者(保安管理者)が中心となって保安委員会等を開催し、保安運動の意義、趣旨について鉱山労働者全員にその周知徹底を図るとともに、火気の取り扱いについて見直しを行い、災害の未然防止のための認識を深める。

### (2) 火災の予防

鉱業権者、保安統括者(保安管理者)、作業監督者及び鉱山労働者等による調査・確認体制により、次の事項について一斉点検を実施し、その結果を評価するとともに改善を必要とする事項については早急に措置する。

また、必要に応じ、保安規程の関係箇所の実施状況についても確認することとする。

- ① 火気禁止区域の設定状況の確認
- ② 「火気禁止」等の警標掲示の確認
- ③ 可燃性物質の管理状況の確認
- ④ 消火器等の配置状況の確認
- ⑤ 消火器等の有効期限等の確認
- ⑥ コンセントとプラグの間にホコリが溜まっていないかの確認
- ⑦ コンセントがタコ足配線になっていないかの確認
- ⑧ 天然ガス鉱山坑井の坑口の周囲にガス漏洩検知警報装置を設けているかの確認
- ⑨ 火災発生の際の待避に必要な通路が確保されているか確認
- ⑩ 消火訓練、火災退避訓練の実施状況の確認

## 4. 各地区鉱山保安対策委員会の実施事項

各地区の委員長が中心となり、保安運動推進班を編成し、地区内鉱山を巡視して相互に啓発し合うほか、ビデオ上映会、講習会等の可能な手段により、効果的に運動を推進する。

## 5. 那覇産業保安監督事務所の実施事項

### (1) 所長メッセージ及び推進票を鉱山に配布する。

(2) 必要に応じて監督官を派遣し、各地区保安対策委員会を支援する。

# 保安運動「火災予防月間」推進票

令和 年 月 日

(鉱山名) 鉱山

点検者氏名 \_\_\_\_\_

[ 点 檢 項 目 ]

チェック 備 考

## I . チェック項目

### (1) 火災予防のための措置

- |                                  |     |        |
|----------------------------------|-----|--------|
| ① 火気禁止区域の設定状況                    | [ ] | 規 15-1 |
| ② 「火気禁止」等の警標掲示状況                 | [ ] | 規 15-1 |
| ③ 可燃性物質の管理状況                     | [ ] | 規 15-1 |
| ④ 消火器等の配置状況                      | [ ] | 規 15-2 |
| ⑤ 消火器等の有効期限等の確認                  | [ ] |        |
| ⑥ コンセントとプラグの間のホコリが溜まっていないか       | [ ] |        |
| ⑦ コンセントがタコ足配線になっていないか            | [ ] |        |
| ⑧ 天然ガス鉱山の坑井の周囲にガス漏洩検知警報装置を設けているか | [ ] | 規 15-1 |

### (2) 火災による被害拡大防止のための措置

- |                            |     |        |
|----------------------------|-----|--------|
| ① 建築物との間に待避に必要な通路が確保されているか | [ ] | 規 15-2 |
| ② 消火訓練、火災退避訓練の実施状況         | [ ] |        |

## II . 総合評価 (A:良好、B:部分改善必要、C:全体の見直し必要)

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| (1) 火災予防のための措置        | [ A 、 B 、 C ] |
| (2) 火災による被害拡大防止のための措置 | [ A 、 B 、 C ] |

規:鉱山保安法施行規則